

オープンソース・チートシート

OSIのオープンソースの定義(OSD)

オープンソースとは、単にソースコードへのアクセスを意味するものではありません。オープンソースソフトウェアの配布条件は、以下の基準を満たす必要があります：

1. 自由な再配布

本ライセンスは、複数の異なるソースからのプログラムを含む集合ソフトウェア配布の一部として、ソフトウェアを販売または無償提供することをいかなる当事者も制限しない。本ライセンスは、かかる販売に対してロイヤルティその他の料金を要求しない。

2. ソースコード

プログラムはソースコードを含み、ソースコード形式およびコンパイル済み形式での配布を許可しなければならない。製品の一部の形式がソースコードと共に配布されない場合、合理的な複製コストを超えない範囲でソースコード入手する手段が広く周知されなければならない。望ましいのはインターネット経由での無料ダウンロードである。ソースコードは、プログラマーがプログラムを修正する際に優先的に使用される形式でなければならない。意図的に難読化されたソースコードは許可されない。プリプロセッサやトランスレータの出力などの中間形式は認められない。

3. 派生ソフトウェア

ライセンスは、改変および派生作品の作成を許可し、かつそれらを元のソフトウェアのライセンスと同じ条件で配布することを許可しなければならない。

4. 著者のソースコードの完全性

本ライセンスは、プログラムのビルト時に修正を行う目的でソースコードと共に「パッチファイル」の配布を許可する場合に限り、ソースコードの修正済み形式での配布を制限することができる。本ライセンスは、修正済みソースコードから構築されたソフトウェアの配布を明示的に許可しなければならない。本ライセンスは、派生ソフトウェアに対して、元のソフトウェアとは異なる名称またはバージョン番号を付与することを要求することができる。

5. 個人または集団に対する差別禁止

ライセンスは、いかなる個人または集団に対しても差別的であってはならない。

6. あらゆる分野における差別禁止

本ライセンスは、特定の分野におけるプログラムの利用を制限してはならない。例えば、事業での利用や遺伝子研究での利用を制限してはならない。

7. ライセンスの配布

プログラムに付随する権利は、当該プログラムが再配布されるすべての者に對して適用されなければならず、それらの者が追加のライセンス契約を締結する必要はない。

8. ライセンスは特定の製品に限定されてはならない

プログラムに付隨する権利は、当該プログラムが特定のソフトウェア配布物の一部であることに依存してはならない。プログラムがその配布物から抽出され、プログラムのライセンス条件に従って使用または配布される場合、プログラムが再配布されるすべての当事者は、元のソフトウェア配布物と組み合わせて付与される権利と同等の権利を有するべきである。

9. ライセンスは他のソフトウェアを制限してはならない

ライセンスは、ライセンス対象ソフトウェアと共に配布される他のソフトウェアに対して制限を設けてはならない。例えば、ライセンスは、同一媒体で配布される他のすべてのプログラムがオープンソースソフトウェアでなければならないと要求してはならない。

10. ライセンスは技術中立でなければならない

本ライセンスのいかなる条項も、特定の技術またはインターフェース様式に依存してはならない。

(DeepLによる翻訳)

GNUの「自由ソフトウェア」=ソフトウェア利用者が下記の4つの自由を有する。

- どんな目的に対しても、プログラムを望むままに実行する自由（第零の自由）。
- プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改造する自由（第一の自由）。ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。
- ほかの人を助けられるよう、コピーを再配布する自由（第二の自由）。
- 改変した版を他に配布する自由（第三の自由）。これにより、変更がコミュニティ全体にとって利益となる機会を提供できます。
ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。



オープンソースの定義
OSIのOSD
(参考)OSG

GNU 4つの自由

オープンソースに関する誤解？

国連オープンソース原則

- 1 デフォルトでオープンにする：プロジェクトにおける標準的なアプローチとしてオープンソースを採用する
- 2 貢献を還元する：オープンソースエコシステムへの積極的な参加を促進する
- 3 設計段階からのセキュリティ：すべてのソフトウェアプロジェクトにおいてセキュリティを最優先事項とする
- 4 包括的な参加とコミュニティ構築の促進：多様で包括的な貢献を可能にし、促進する
- 5 再利用性を考慮した設計：様々なプラットフォームやエコシステム間で相互運用可能なプロジェクトの設計
- 6 ドキュメントの提供：エンドユーザー、インテグレーター、開発者向けに詳細なドキュメントを提供します
- 7 RISE（認識、奨励、支援、エンパワーメント）：個人とコミュニティが積極的に参加できるよう支援する
- 8 持続と拡大：国連システムおよびそれ以上の進化するニーズに応える解決策の開発を支援する。



(DeepLによる翻訳)

国連(とその関連団体)で作るソフトの扱いのはなし。
これを普通のOSS開発者に適用すると…開発者は息苦しくなるんじゃないかな？

いちばんイケてない誤解は：

「ソースコードをオープンにしたので、『これはオープンソースだー！』」

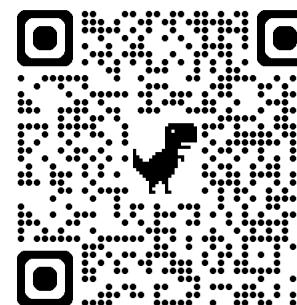
一般的な話ですが、作成したソフトウェアは作成された瞬間に「著作権」で保護されて、適切なライセンスを設定しない限り作成者以外は使えないのです。



特定非営利活動法人

オープンソースソフトウェア協会
Open Source Software Association of Japan

オープンソースソフトウェア協会は
オープンソースソフトウェアの利用者の団体です。
オープンソースソフトウェアの情報交換・情報共有を
行っています。イベントでセミナーや展示も行っています。



<https://www.ossaj.org>



論語とコンピュータ
ほか4編
漆畠晶



OSSAJチートシート OSSの定義編
v1.0 2026-01-31